

令和2年4月9日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言による保育所（園）の利用について（お願い）

令和2年4月7日(火)、本市は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。

保育所（園）の利用については、下記のとおり国の通知に基づき、保育の規模を縮小した上で開所（園）することといたします。

お子さま、保護者の皆さま、そして、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 期間

令和2年5月6日（水）まで

2 お預かりする対象となるご家庭・・・（保育の規模を縮小することによるもの）

- ・ 医療従事者
- ・ 社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者
- ・ ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合など、どうしても家庭での保育が困難な場合に限り受け入れる。

3 保育料

4月8日（水）以降、家庭保育の要請期間中に登園しなかった場合の保育料については日割り計算し、徴収額の減額を行います（具体的な手続き等については、後日お知らせいたします）。

4 その他

※開所時間につきましても変更があるかもしれません。

※給食調理が不可能になった場合は、昼食は家庭からのお弁当になる場合があります。

※詳細は保育所（園）と相談をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

- ・ 家庭保育のお願いに関すること
子ども家庭局保育課 582-2412
- ・ 保育料に関すること
子ども家庭局幼稚園・こども園課 582-2550